

2024 年 12 月 18 日

お客様各位、ご関係者各位

付臭剤の変更及び今後の改正労働安全衛生規則施行に伴う
安全データシート（SDS）の改訂について

びわ湖ブルーエナジー株式会社

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび労働安全衛生法の定めにしたがって、提供する都市ガス 13A の SDS の一部改訂に関し下記の通りご報告させていただきます。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定内容

(1) 対象とする SDS ;

都市ガス 13A

(2) 主な変更点

- ・付臭剤の変更
- ・成分のうち、今後の改正労働安全衛生規則施行（2025 年 4 月 1 日付）に則った「名称等を通知すべき危険物及び有害物」対象物質等の表示
※別紙に、新旧の変更点の概要をまとめております。

2. 公開時期

2024 年 12 月 18 日

以上

別紙

主な変更箇所（赤字）、その他変更箇所（黒字）

都市ガス 13A

番号・項目	変更前	変更後	注釈
3. 組成及び成分情報	GHS 分類に寄与する成分： メタン、エタン、プロパン、ブタン 付臭剤：ガス漏えい時に、都市ガスとわかる臭い成分を添加 添加量：希釈倍率として 1,000 倍以上 （ガスクロ等機器を用いて管理する場合は 2,000 倍希釈） 付臭主成分： <u>NOEL(ノエル)</u> <u>TBM（ターシャリープチルメルカプタン）と DMS（ジメチルサルファイド）の混合物（混合比＝1：1）</u>		付臭剤の一部を変更したことについて文言を変更しました。
11. 有害情報	特定標的臓器毒性（反復ばく露）： 都市ガス 13A は、反復ばく露による神経症状の事例 19) 20) から危険有害性「区分 1（中枢神経系）」に分類されるブタンを <u>濃度限界以上含有するため、「区分 2(中枢神経系)」とした。</u>	都市ガス 13A は、反復ばく露による神経症状の事例 19) 20) から危険有害性「区分 1（中枢神経系）」に分類されるブタンを <u>1%以上 10%未満で含有するため、「区分 2(中枢神経系)」とした。</u>	分かりやすい文章表現にしました。
15. 適用法令	該当法令の名称及びその法令に基づく規則に関する情報 1. 労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物 <u>(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9) (政令番号第 482 号：ブタン 1 重量%以上を含有する製剤その他のもの)</u> （以下略）		改正労働安全衛生規則は公布済みで、具体的な施行時期、対象物質、裾切値が明らかになっていますので、先行的に記載しました。
	名称等を通知すべき危険物及び有害物 <u>※</u> <u>ブタン（1 重量%以上含む）</u> <u>(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 及び別表第 9)</u> <u>※付臭剤に通知対象外となる 1 重量%未満のシクロヘキセンを含む</u> <u>・2025 年 4 月 1 日以降は、次の通り</u> <u>メタン、エタン、プロパン、ブタン（1 重量%以上含む）</u> <u>(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、規則第 34 条の 2 及び別表第 2 等)</u> <u>※付臭剤に通知対象外となる 1 重量%未満のシクロヘキセンを含む</u> （以下略）		

	5. 大気汚染防止法		
	施行令第2条の2に定める揮発性有機化合物対象外物質（メタン）、法第2条の4に定める揮発性有機化合物（ブタン）	施行令第2条の2に定める揮発性有機化合物対象外物質（メタン）、法第2条第4項に定める揮発性有機化合物（ <u>エタン、プロパン、ブタン</u> ）	条項番号の記載ミスを修正しました。 ブタン以外にエタンとプロパンは従来から対象でしたが、今回網羅的に記載しました。
	6. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律		
	6. エネルギーの使用の合理化等に関する法律	6. エネルギーの使用の合理化及び <u>非化石エネルギーへの転換等</u> に関する法律	法律名称が変更されていることを反映しました。

※補足；

労働安全衛生規則改正に伴い「名称等を通知すべき危険物及び有害物」の表示上の変更がありますが、前回の改訂以降、都市ガス 13A の化学物質としての安全性は変わっておりません。